

京都市子ども・子育て会議 第4回幼保推進部会
会議録

日 時	平成29年6月13日（火）17：00～18：30
場 所	ハートンホテル京都 2階 嵐山高雄
出席者	井上直樹委員、川北典子委員、清水智委員、白井敵子委員、杉田のり子委員、藤本明弘委員、升光泰雄委員、松崎美幸委員、丸橋泰子委員、矢島里美委員、吉田正幸委員
欠席者	天野珠路委員、稻葉英理子委員、柿沼平太郎委員
次 第	議題 幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の委譲に伴う本市基準案について

○酒崎私立幼稚園振興課長

それでは失礼します。定刻になりましたので、ただ今から京都市子ども・子育て会議第4回幼保推進部会をはじめさせて頂きたいと考えております。よろしくお願ひします。皆様におかれましては大変ご多忙のところご列席を賜りまして誠にありがとうございます。私、本日司会を勤めさせて頂きます幼保総合支援室私立幼稚園振興課長の酒崎と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日の会議でございますけれども、市民の皆様に本来議論の内容を深く知って頂こうということで、市民参加推進条例に基づいて公開という形で進めております。本日は残念ながら傍聴者の方がなしということでございますが、自由闊達なご議論をいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

本市におきましては現在クールビズを実施中ということで、軽装で失礼しておりますので、その点、ご了承下さい。本日の会議でございますが、委員の先生方11名ご出席をいただいております。天野委員、稻葉委員、柿沼委員におかれましては、所用のためご欠席ということですが、子ども・子育て会議条例施行規則におきましては、委員の過半数が出席していれば会議が成立するということでございますので、この人数で充分過半数を超えて会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、幼保企画課長の長谷川よりご挨拶申し上げます。

○長谷川幼保企画課長

長谷川でございます。引き続きよろしくお願ひします。本日はお忙しいところ、幼保推進部会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。皆様には日頃から京都の子どもの健やかな育ち、それを支えるための取組みに対して多大のご尽力を頂いております。誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

また、本市ではこの4月に8年ぶりとなる新局の創設がございました。「子ども若者はぐくみ局」ということで少し言いにくいんですけど、これは色々な思いが詰まってこういう名前になったんではないかと私は思っております。5月のゴールデンウィーク空けには、子どもはぐくみ室が全ての14の区役所・支所に設置されまして、本庁と区役所が相まって子どもを地域ではぐくむと、そのことによって地域全体が元気になっていく、そういうまちづくりを目指しております。皆様とも引き続き、しっかりと連携のうえ、取組を続けていき、京都ならではのはぐくみ文化の創造を目指すというのがコンセプトでございます。引き続きよろしくお願ひします。

また、新局の創設に併せまして、これまで我々保育課ということやったんですけども、酒崎課長を教育委員会の方からお迎えをして、保育所と私立幼稚園を同じ部署で所管します、幼保総合支援室を新たに立ち上げたところでございます。本市においてはこれまで、私立幼稚園助成とか就園奨励費等による幼稚園教育の振興を、そして民間保育園においては国よりも手厚い職員配置基準と職員待遇を実現するなど、幼児教育・保育の質の確保に

努めてまいりました。今後は更に組織改正を契機といたしまして、これまで以上に幼児教育・保育の一体的な推進に努めてまいりたいと考えておりますのでより一層のお力添えをお願いしたいと考えております。

本日は府から権限委譲されます幼保連携型以外の認定こども園の基準案をご議論いただくということとなっております。忌憚のないご意見をいただくことをお願いいたしまして簡単ではございますが、私からのご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○酒崎私立幼稚園振興課長

それでは続きまして、平成28年度末をもって、委員をお辞めになられました安藤前部会長の後任としまして、子ども子育て会議の西岡会長の方から後任のご指名をされておりまます川北部会長より一言頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○川北部会長

失礼いたします。ただいまご紹介いただきました川北と申します。このお役目もさることながら、安藤先生の後というのも非常に私には荷が重いことだなあと思いつつもですね、皆さんのご協力をいただきながら、できるだけ円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○酒崎私立幼稚園振興課長

川北部会長ありがとうございました。続きまして、資料のご確認をさせていただきます。本日事前送付いたしました資料でございますけれども、先生方お持ちでしょうか。大丈夫なようでしたら、議事進行の方をさせていただくようにいたします。ここからの議事進行につきましては、川北部会長の方にお願いをしたいと考えております。それでは川北部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○川北部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきます。本日は幼保連携型以外の認定こども園にかかる認定権限の委譲に伴う本市基準案についてということで意見聴取等を行っていきたいと考えております。会議の予定としましては、18時30分を目処にして進めてまいりたいと思います。限られた時間の中で、できるだけ多くのご意見をいただけたく、効率的に議事運営にご協力をよろしくお願ひいたします。それでは幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の委譲に伴う本市基準案について、まず事務局から説明をお願いします。

■幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の委譲に伴う本市基準案について 事務局（小林民営保育施設課長）から、資料を用いて、幼保連携型以外の認定こども園

に係る認定権限の委譲に伴う本市基準案について説明。

○矢島委員

京都市保育協会の矢島でございます。いくつかお尋ねしたいことがあるんですけど、まず一点目ですが、保育料のことですけど、保育部分の保育料を職員配置基準との整合を踏まえて、保育所利用者よりも軽減するとあるんですけれども、保育所からこども園に移行した場合、職員配置基準については、新制度がスタートする以前から、条例によって大変手厚い配置基準にしていただいておりまして、こども園に移行した場合もそのままその基準をスライドしていただくことができました。しかしながら、保育料だけを捉えた時にですね、配置基準は目に見えない部分であるというように思えますので、同じ年齢、同じ条件で比較した時になぜ、幼稚園型だけ安いのかとういうことが、保護者の目からは非常に分かりにくく、理解しにくいのではないかなあと思うのですが、どうでしょうか。まずそれをお尋ねしたいと思います。

○小林民営保育施設課長

我々の今回ご提案させていただいている内容は、幼稚園型につきまして、職員配置基準を引き上げないことに伴い、幼保連携型ですか保育所、保育所型と比較しますと軽減された保育料となるということでございます。

○矢島委員

同じ年齢と同じ条件のなかで保育をされている子ども達の保育料が安いというのはちょっと理解がしにくいのではないかと、言い方が非常に悪いのかもしれません…。

○長谷川幼保企画課長

保育料につきましては、今は施設型給付と地域型給付の間で差があるわけでなんんですけど、それにつきましては基本的に職員の配置基準が施設型の方が高くなっていて、地域型基準が国基準どおりという例がございます。一概に地域型と今回ご審議いただいている幼稚園型認定こども園を一律に論じるわけにはいかないかも知れないですけれども、基本的に職員の配置基準が国基準どおりということについては、現行の京都府基準においてもそういった取扱いがされているということで、ご理解をいただけないかということでございます。利用者に対しては、どういう配置基準になっているかを当然オープンにした上で、利用者の方で選んでいただくということになると考えています。

○矢島委員

それはよく分かるんですけども、そこまで保護者が理解できるかなあっていうのが少し危惧されるところでございます。例えば幼保連携型の保育料と幼稚園型の保育料に差が生じ

るということに結果的になつてまいりますので、幼稚園型の認定こども園の方が、保育料が安いやないかということになりはしないかなあと。比較されたときに、その中身が保護者には充分に理解できないのではないかと危惧をしているところです。

○長谷川幼保企画課長

おっしゃることは充分理解しておりますので、それについては、保護者に対して分かりやすい説明、周知に努めていきたいと考えております。

○矢島委員

やはり保護者の方は保育料で比較される。同じ保育時間の中で認定こども園に行つたら、幼保連携型が高いというふうになつてしまふと、施設を運営している立場としてはしんどくなる。

○長谷川幼保企画課長

資料の2ページの2の(1)の○3つ目なんですけど、上乗せ徴収ということがございまして、各幼稚園型認定こども園がどういう内容になっているのかということについては、あらかじめ保護者に対してしっかりと情報を開示したうえで、保護者がそれを選択できるような形にしていきたいと考えています。

○矢島委員

幼保連携型認定こども園の場合ですね、上乗せ徴収はできるだけしないというのが基本的ですので、この辺のところもちょっと理解しにくいのではないかと思うのですが、入園料とともに上乗せ徴収として、徴収は可能なのでしょうか。

○長谷川幼保企画課長

入園料という名目では、上乗せ徴収はできません。

○藤本委員

1号について、別に上乗せ徴収をするということをうたって、それを保護者が納得して入園料を払うという上乗せはできるのでは。今のおっしゃったのは2号、3号のことですか。

○長谷川幼保企画課長

1号についても、国の保育料の設定が入園料も含めた形の設定ということになっておりますので、認定こども園に関しては入園料という形での上乗せ徴収というのは国の方で認められないということになっております。

○藤本委員

全くの日本の市町村では認めてないですか。市独自で制度を作るってことは。

○長谷川幼保企画課長

国が認めていないので、それをやっている市町村はないのではないかと思うんですけど。

○藤本委員

そしたら逆に毎月の利用者負担額、いわゆる保育料に上乗せしてるっていうのは、これはできるんですよね。

○長谷川幼保企画課長

おっしゃる通りです。

○吉田委員

客観的に話の整理だけをしておきたいと思います。これまでの入園料、例えば高い地域だと入園時に15万円ほど必要な場合があるのですが、それは実質的には3年保育であれば3年間のランニングコストになっている。新制度では、それを見込んだ形で公定価格を設定しているため、見込んでいるにも関わらず同じように徴収することはいかんということです。実体的には、例えば、入園の際にはいろんな事務手続き費用がかかるので入園検定料とか、入園なんとか管理費など、そういう形であれば徴収することは可能です。一般的には10万円を徴収していたということであれば、入園なんとか料で、例えば3,000円とか1万、2万円を徴収することできる。今までのような実質的にランニングコストに回していた入園料というのは、計算上ちゃんと公定価格の方で見ているので、それを二重に徴収することはできないというのが、一番正しい言い方かと思います。

○松崎委員

市民公募委員の松崎です。私は、私立幼稚園から平成30年度に幼稚園型認定こども園に移行する園の園長であります。京都市では、今まで幼稚園型認定こども園が1つもないということで、独自に近隣の神戸市とか大阪市の幼稚園型認定こども園さんの方に調査をして聞きますと、実際の入園料として、名前が入園料であるかは別としても入園料としてとっておられるということで、上乗せ徴収しているっていうのをお伺いしております。

○長谷川幼保企画課長

よろしければ、おいくらくらい取られているのでしょうか。

○松崎委員

神戸の方では1年目は、同じようにとりましたと、ただし、2年目は入園料という形じやなくて、特色ある私立幼稚園の独自の取組みにかかる費用として2号3号にも月々に分配してとっていたので、そのような形に変えようと思っているというようなお話が一件ありました。その他の園は、今までと同じように入園料をとりますというようなお話だったんですけど、私の園などは保育料が安かったために、これ以上月々の保育料に載せることはできません。幼稚園から認定こども園になるに際して、保護者の方から、「認定こども園になるので保育料が上がりますよね」ということなどをすごく言われるので、月々の金額を高くとれません。今まで私立幼稚園として入園料を頂いていたので、入園料は保護者も当然あるものと理解されているので、今までの経緯を重視していただきたいと思っているところです。

○長谷川幼保企画課長

来年の認定に向けて、個別にお話し合いをさせていただきたいと思います。

○吉田委員

簡単な整理と少し意見をしたいと思います。制度上の一般論としては、実費徴収が分かりやすいと思います。例えば、遠足に行くのでバス代を払います。1号認定の場合であれば、給食を食べるから給食代がかかりますと。あるいは制服代がかかりますと。これらは実費でいいのですが、上乗せ徴収というのは、国の基本的な考え方は公定価格上で見込んでいきる以上に、例えば施設整備に費用をかけてすごくいい環境にしているとか、行政の一般基準以上に職員を増やしたり、専任講師を入れて人件費はかかるけれども教育内容の充実を図っているなどの場合、当然そこにはコストがかかっているんで、毎月1,000円、2,000円いただくなとか、公定価格だけではまかないえない、その園の特色・独自性というコストに対して上乗せ徴収をいただくというのが本筋です。細かい話は別として、基本的には、この本筋に沿って整理する方がいいだろうと思います。各施設においてはもちろん経営があるので、保育料に上乗せをすると保護者が高く感じるので、一時的な入園金によってカバーしたいと。色々な思いはあるかと思いますが、基本的には本筋に沿って整理をしていただければいいのかななど。次回もあるので、そこをもう一度、事務局の方も情報を集めて整理した方がいいのかなと思います。

これは私の意見でございますが、ここまでできているので、おそらく内部で色々詰めていたいたいた結果だと思うので、それについてとやかくは申し上げませんが、本筋で申し上げると、幼稚園型であろうと保育所型であろうと、幼保連携型であろうと、あるいは新制度に移行した私立幼稚園であろうと、保育所であろうと、基本は子どものサイドに立った時は、1号認定、2号認定、3号認定という認定を受けたお子さんですから、当然、その認定と家庭の所得に応じて保育料は決まってくるわけです。1号認定で、幼稚園型は安くて、幼保連携型は高いとかいうことは、そもそも混乱を招くと思うんです。かつ、ここに書かれ

ている幼稚園型認定こども園の職員配置基準が例えば0歳児は3：1で同じですが、1，2歳児が6：1になっている。幼保連携型と保育所型は1歳児が5：1，2歳児が6：1と。これも子どもの立場に立てば、例えば、3号認定で保育標準時間が11時間まで利用できるわけですから、幼稚園型であろうと幼保連携型であろうと保育所であろうと、極端な場合、11時間、園にいるお子さんに充分な職員配置をするというのであれば、幼稚園型だけが職員配置が緩くて、一人の職員がたくさん子どもをみるんだということは、筋が違うと思っています。3号認定、2号認定もそうですけど、20：1，30：1は幼稚園型ですが、保育所や幼保連携型は15：1，20：1，25：1ですから、そうすると同じ保育時間の子どもに対して同じような充実した職員配置をするというのが筋だと思うわけで、当然そうなれば保育料も同じになるということです。配置が違うから保育料に反映する、これも一つの理屈だと思いますが、子どもに対して、同じ何号認定であれば当然同じ質の、つまり同じ職員体制を補充し、それであればコストも同じというのが一番スタンダードな考えだと思いますので、あくまで個人の意見として、そのことだけを申し上げたい。

それともう一点、とても細かい話ですが、いくつかの資料の方で、運動場等の表現が混乱しているようですので、条例で多分法令の整合性を取られると思いますが、国の法令上は保育所、保育所型認定こども園は屋外遊技場ですし、幼稚園の場合は運動場です。かつ幼保連携型認定こども園の方は園庭というのが法令上の正しい言葉です。3つほどあるので、混同されているので、法令上きちんと正確に使ってもらった方がいいと思います。

○井上委員

質の確保ということで、我々公益社団法人京都市保育園連盟として何十年もかけて京都市に配置基準を条例化していただきました。さらに今は1歳6ヶ月以下の子どもに対しては、4. 6：1の職員配置をしなさいということになっています。少しでも質の向上、保育の中身を向上させていくことは、これからも続いていきます。徐々に国の方が京都市基準に合わしてきているような状況ですので、これを更に良くしたいと思っておりますが、片方で先ほど吉田委員がおっしゃいましたように、幼稚園型の認定こども園は国基準でありますというふうになりますと、どちらが正しいか、我々がまた国基準に戻らなければいけないのか、これは極論だと思いますが、やはりできることならば、幼稚園さんの方が移られても、本来はやはり同じ職員配置をするのが筋である。いやいや我々はもっと努力して保育所なみの3歳児の15：1の職員配置しております、多分実際されておられるんだと思いますけど、どうか職員配置基準に関しましては、でき得るのであれば、幼保連携型、幼稚園型、保育所型を統一していただきたい思います。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。今の井上先生のご意見に本当に同感しています。

やはり京都市の幼稚園型の認定こども園の保育の質を下げるようなことに繋がらないよう配置基準をしっかりと考えていただく方がよいのではないかと思います。それから、ある資料を見させてもらいますと29年度の予算の中で、今度、幼稚園型の認定こども園に移行されるということで、その定員枠が保育所部分というのが20人、幼保連携型だと保育所部分が30人というふうに定員枠が書かれているんですけども、この保育所部分の定員枠というのはおそらく定員の3%プラス預かり保育分を上乗せした分であろうかと思いますが、上限が20人なのかあるいは預かり保育の分が大変多い園であれば、3%プラスそのアルファ分が大変多くなると思うのですが、その辺は如何でしょうか。

○長谷川幼保企画課長

今の矢島委員からのご指摘あった点については、事業計画の中で定められている需給調整の特例の分だと思うんですけども、2号3号の整備については、まだ事業計画が達成できていない状況にありますので、事業計画が達成できて充分2号3号の供給ができている状況になったときに、先ほどの需給調整の特例が適用されるということになってまいります。今回のケースにつきましては、3%プラス預かり保育の部分ということになるんですけど、その提供区域に量の見込みが残っている場合には、その分も含めて2号3号の定員を設定することができるという考え方になっております。

それと、先ほどの職員配置の考え方についてですが、井上委員、矢島委員からご指摘をいただきましたけれども、先ほど吉田委員からありましたように、上乗せ徴収の中で、職員配置についても、各園の特色として手厚い配置し上乗せ徴収をすると、そういう選択肢もあるわけでございまして、その辺りについては、当然ながら、国基準を守るという前提なんですけれども、そこから、どの程度の上乗せをしていくか、例えば特別な講師を入れて、教育内容を充実するなど、各園で独自に工夫される。そのような様々な選択肢の中から、保護者の方が選んでいくと、そういう形がこの案の目指すところであります。

○藤本委員

今の長谷川課長さんのお話に関することなんですけど、先程来、矢島先生、井上先生の発言については、本当にその通りだなど、真っ向から反対するわけでは全くございません。ただ、今回の案は職員配置基準を市基準ではなく国基準だからちょっと保育料が低めなんだと、それを保護者の方にしっかり理解してもらうのは確かに難しい。けれど、我々私立幼稚園ではそれが当たり前で、保護者の人が「うちの子どもにはこういう保育を受けさせてあげたい。この施設がいいな」って保護者が選ぶという意味で、配置基準が違ってもそこに行きたいって言う人がいてもいいのかなと。そもそも新制度では、措置という制度が本来外れたはずなのに、まだ残っているという、この何か悪循環みたいなものがあるんですが、先ほどおっしゃったように、選択肢が豊かにあるということも私は大事なことではないかと思います。吉田委員がおっしゃったように、全ての1号2号3号の認定を持つ

た子ども達は等しくということが、施設によって違ってはいけないということも理解できるのですが、全部一緒にすることの良さと色々な施設がある中で、うちの子どもにうちの今の働き方に、経済状況にあった施設を選ぶという選択肢があるということも、これも大事なことなので、それをどの辺りで釣り合いを取るのかなというのが、今回京都市の方で出されている案なのかなと思っておりました。ただ、例えば、幼稚園型の認定こども園はちょっと保育料が安いけどその代わり土曜日はやってないところも多いんですよとか、こういうのが分かりやすいと思うんです。そういう保護者にも分かりやすいような部分もいるのかなと。ただ、保育の質が低下するということは、ここは絶対に避けなければいけないので、そこは必要であれば保育士をちゃんともう一人雇って、その代わり上乗せ徴収するという姿勢も大事なのかなと思っております。

○長谷川幼保企画課長

土曜日については、利用を希望される方がいる限りは開けていただきたいのでよろしくお願いします。

先程来の配置基準の関係ですけれども、基本的に国基準というのは京都府の方で定めている基準でもございますし、先ほど松崎委員の方からもご説明ありましたけれども、その基準をベースにして幼稚園型認定こども園に移行を検討されている園もございます。このタイミングで基準を上げてしまうと、参入の障壁になるということもありますので、そういうことも、このような考え方させていただいた理由であることを、申し添えさせていただきます。

○吉田委員

名乗っておりませんでした保育システム研究所の吉田でございます。今のご説明で、一点確認したいのですが、京都市の条例でそう書いてあるか覚えていないので、幼稚園型の認定こども園の保育所機能については、法令上、保育機能施設ということで認可保育所ではないので、極端にいうと、うちは土曜日やりませんとか、夏休みは4、5日休みますとか、国の制度上は可能になるんです。京都市が市の条例として、それは認めないと書けば、それは当然駄目なるので、一律に認定こども園である以上、幼稚園型であっても幼保連携型と同じように土曜日は必ずやらなければならないというものではないと私は理解しているので、そこは確認をしておいていただけますか。

○升光委員

これを決めていく時に色々勉強してきたはずなんですけれども、今、吉田委員のおっしゃった保育所機能と保育所とのありようの違い、幼保連携型と幼稚園型との、京都市が今、こういう形で基準を決めようとするときのイメージですね、ニュアンスといいますか、そのところを一回教えていただけたら有り難いなあという気がします。学校教育法に基づ

く学校の位置づけでありながら、保育所機能を持った幼稚園型のこども園について、どう捉えているのか。そもそも京都市の実情というのが、あまり言えないのかも知れませんけれども、幼稚園の幼稚園型の認定こども園っていう一つの道ですよね、この道を、この新しい基準が政令市の方に移っていくというタイミングの中で、今後どうしていきたいのかなと。

○小林民営保育施設課長

非常に難しいご質問だなと思っているのですが、京都市におきましては、これまで幼稚園として、長い間、培ってこられた教育を非常に大切にされておられるということもお聞きしております。今後、幼稚園型認定こども園になっていただく場合におきましても、学校教育法に基づく学校として幼稚園という中で培われてきたものを引き継いでいけるような、そういう形を制度にしていきたい。一方で、京都市内では子どもさんの大半を民間保育園で預かっていただいているけれども、保育所においてもこれまで長い間培っていただけてきた保育、それを引き継いでいくと、そういう中でそれぞれこれまで培ってきてこられた特色を活かしながら、それから保護者の皆さん、利用される児童の皆さんにとっても選択肢が増えるような形でそれぞれの事業類型ごとに特色のあるような形にしていきたいということで、今回こういう形の制度設計を出さしていただいているところでございます。

○升光委員

よく分かるんですけど、矢島委員が、先ほど保護者の方が混乱するのではないかというところから始まったと思うんです。幼稚園型認定こども園に移行したとしても、保護者は大体幼稚園として見ると思います。2号3号の保護者としては、幼稚園型の特色として、土曜日はけっこう休みがあるよという中で、ここではうちはやっていけないよ、ここでもやっていけるという保護者に選択してもらわればなと思います。

○丸橋委員

NPO法人オフィスパワーアップの丸橋です。やはり働く方が多いという中で、今日の議論を伺えば伺うほど、やはり親の方が混乱しますし、京都市の皆さんがどのような方向に進んで行きたいのかなと思ったんですよ。なんかこれを見るととりあえず、認定こども園になって欲しいというのをちょっと感じたりしてしまったんですね。そんなに変わらなければ、そのままもいいかもしれないけど、こういうふうにして、認定こども園をとにかく増やしていきたいんだと、国は結局、それを望んでいるんだとか、その辺のところがどうなのかなとすごく思うんですよ。

今、小規模保育がものすごく増えました。企業主導型保育所もあります。それこそ幼稚園、保育園があって、認定こども園もあって、親にしたら「どう違うんですか。」とそんなことばっかり、私たちは相談を受けたりします。結局、京都市が望むもの、京都市は教育水準

が高い、それは京都市のものすごい売りですので、京都市自体もどのような方向性をお持ちなのか。親を混乱させないように、親の不安を払拭させて、一人目を産んだ人が、安心して二人目を産めるようにといふことも踏まえて、どのような方向に向かって行こうとされているのかお伺いしたいです。

○酒崎私立幼稚園振興課長

私立幼稚園担当の課長の酒崎でございます。今、丸橋委員の方からお話があったのですが、京都市における基本スタンスとして私立幼稚園の認定こども園化を促進するという立場ではないというのがまず前提でございます。教育水準ということでおっしゃいましたが、やはり本市の幼稚園児は、約9割が私立幼稚園に在園している状況でもあり、本当にそれぞれ建学の精神のもとでしっかりとした教育を展開していただき、たくさんの保護者の方の信頼を得てきたという経過もございます。私立幼稚園の皆様もそれぞれの特色をやっぱり活かした形で、かつ、この時代に合わせて2号3号部分も視野に入れながら、認定こども園を検討される。例えば施設の園舎の改修時期がきて、これを機に考えようかなというご相談があるなかで、先ほど小林が申し上げましたように、幼稚園の特色を活かした認定こども園があってもいいんではないかと、ここがまず前提の考え方、でございます。その中で、職員配置基準等、先ほどからお話がありましたが、やっぱりその幼稚園というのは本当に多様で、丸橋委員もよくご存じだと思うのですが、100箇園あれば100箇園の特色がありまして、職員配置基準から先生の数とかですね、置いている遊具とか、施設とか、やっている取組まで多種多様です。例えば宗教的なバックグラウンドをもってやっておられて、それを活かしていく中で、例えば幼保連携型のような形で、ある意味、市からの補助金は多く出るんですけども、ちょっと縛りがきつい。教育の多様性を保証するという観点でいうと、やはり建学の精神を大事にする中で、少し幅を持たせたような制度があつて、保育料のところでおっしゃっていた分かりにくさはあるんですけども、保護者の方々が園を選べる。その多様性の中で、幼稚園由来の認定こども園に2号3号の保育部分が付いていれば、それは保護者にとっては、選択肢になり得るのかなと考えています。京都市が幼稚園の経営の中で、認定こども園という選択肢を視野に入れられた場合に、ご相談に乗りやすいような形を作っていくはどうかなというスタンスです。市として幼稚園の認定こども園化を促進していく前提ではないという点はご承知置きいただければと思っております。

○川北部会長

スタートが今そこだということをおっしゃったんですけど、その先の構想っていうのはどんな形で、今の時点ですけど考えておられますか。

○長谷川幼保企画課長

先というのは、最終的に京都市の教育保育環境がどうなるのかというご質問というふうに理解をしたのですけれども、今、現状、丸橋委員もおっしゃりましたとおり、京都市の特色として教育水準が高いと、保育の水準も非常に高いという評価をいただいているかと思います。その高い水準を維持向上させながら、2号3号はまだ足りないという状況がございますので、量の面で今、努力をしているところなんですけども、量の拡大によって、質が下がるということはあってはならないと考えておりますので、その両立をしていくというのが、大事なのかなと考えております。

○藤本委員

先のことも含めてなんですけど、今回、国から権限委譲が降りてきているわけですから、これは仕方がないんですけど、先のことという意味では、是非この制度に京都から本当にどつかで風穴を開けるというか、本当にこの制度がずっとずっと全国津々浦々まで一緒に走り続けることがいいのかどうかを、どこか少しでも自由度を出せるというか、他とは違う独自性を出せる可能性がないのかというのを探り続けないと、なんか国から決まってやりなさいと言われていることをただ議論しているわけでは、一向に京都らしさというものは出てこないと思うんです。

勿論、国の基準というものはしっかりと守るべきところだと思うのですが、今の保育界の現状はどうかと言ったら、保育士さんが足りない、保育士さんの処遇が悪い、子ども達を長い時間預かっているとか、お母さん達もなかなか育児に専念できないとか、そういう不安がほとんどですよね。この制度ができて良かったという新聞報道を僕はあまり見たことがないですね、あんまりというかないです。根本的に11時間開所というものを全ての施設が守らなければならないのか、やらなければならぬのかかもしれないけど、例えば、幼稚園型の認定こども園なんかを今後決めていくのであれば、幼稚園型認定こども園は減算措置があるかもしれないけど、8時間だけしか園は預かれないと、開所は11時間するかもしれないけど、子どもがいるのは8時間なんですよというような、ちょっと子どもも豊かな環境、お母さん達も少しでも早く子どもと会えるような、そういうことを志向する、保護者がその園を選んでいけるような、国に決められている均一の均質のがちがちの施設というだけじゃなくて、こういう受け皿があることで、丸橋さんがおっしゃったような育児で悩んでいるお母さん達もう少し我慢したらこういう受け皿があるんだなということを安心してもらえると思うんです。それがひいては少子化や待機児童の解消にも確実に、少しずつ繋がっていく。ぱんぱんに膨れ上がった保育所では、保育士の方も本当に大変なご苦労を、子ども達やお母さん達もしているんでしょう。これを永遠に続けないといけないとなると、未来が見えないです。お金の問題、休みの問題だけで、解決できないような根本的な問題があるから、これにちょっとでも風穴を開けるという意味では、例えば認定こども園の幼稚園型というのを少しでもフレキシブルに、升光先生がおっしゃった、何かそういう色合いを出せるかどうかというのがすごく大事なところじゃないかなって、

別に私は幼稚園型になろうと思って言っているわけではないですよ。ないですが、そういうものが是非必要なのかなっと思ったりします。

○升光委員

制度を立てる上では、認定ですか、認可ですか、しなきやいけないということがあるかもしれないけど、今、藤本委員の話を聞いていて、少しだけ正しくないことがあるかもしれないけど、そこにこそ何か命があるなという感じはしました。条例で決めるのなら、京都市の幼稚園型であれば、それこそ8時間以上の2号3号を預かるのは無しにする。極端な話ですよ。幼稚園というはもともとやっぱり教育機関なんです。だからって保育所に押しつけるわけではないんですけど、今、現状として、京都市の背後にあるものとしてですね、2号3号の待機児童の問題で、施設を作つていかなければいけない問題、その中で幼稚園の中でも過ごしていける状況の人ですね、保育所に希望を出して、入れなかつたとか、または、入つたという人もいると思うんです。その情報がお届けできていないのは施設の責任ではあるんだけれども、ニーズ調査をした最初の段階と比べ、どんどんこの制度の中で保育所希望が増えてますよね。最初の2号3号の見通しからすると、おそらく増えていて、それはこういう制度や施設を作つていくことにより、それをどんどん生み出していくような不思議な現象ってのがある中で、今、京都市の方に認定こども園の権限委譲がされる。その部分に対して、ちょっと緩やかじゃないですけども、そこで2号3号の方が、共働きしている方ですね、利用できるよっていうような形のこども園になっていく。受け皿になっていく。そういう制定の仕方があつてもいいんじゃないのかなと。それが議会でいい形で通るようにしっかりと準備をしていくことも大切なのかなと思います。

○長谷川幼保企画課長

京都市としましても長時間子どもを預けることを推奨する立場ではまったくございません。しかしながら、一方で保護者のニーズにしっかりと応えていくことも大事なのかなと考えております。国の方では、保育標準時間と保育短時間の2つの時間設定しかありませんでして、保育料の設定もその2区分になっているんです。そういう仕組みにしますと、基本的には8時間をちょっとでも超える人は11時間分の保育料を払うんだから、11時間利用したらいいんじゃないかということで、子どもを迎えて行くのが遅くなるというようなことが起こると考えられます。京都市においては、その8時間と11時間の間を30分刻みで刻みまして、それぞれ時間ごとに保育料を設定しております。それによって、保護者が必要な時間だけの保育を利用するといったインセンティブを働かせるような仕組みを設けているところでございます。先ほどおっしゃったように、国がやっているとおりにやるんじやなくて、京都市として考え方をもつてやるべきだというのはそのとおりだと思いますし、今、保護者のニーズに応えるということと、できる限り家庭で子どもと親が一緒に育つ、そのような時間を設けるということを、両立するために我々としてはそういう保

育料の設定をしているところでございます。幼稚園型の認定こども園につきましても、同様の考え方で30分刻みの保育料という形で必要な時間だけの保育を受けていただくと、そういう仕組みにしていきたいと考えているところでございます。

○白井委員

元京都市昼間里親連絡会長の白井でございます。私、約10年ぐらいになるんですね、京都市未来まちづくり100人委員会の委員をさせていただいて、あの時は早くやらへんかったら日本潰れるしと思って、提案したんですけども、ちょっとだけ未来が見えたのかなって思うのは、横断的な支援が必要であると。その妊娠期から切れ目がない支援ということをおっしゃいました。でもそれは遅いですと、妊娠するのは青少年からでもできる、青少年では遅いですと、タマゴが先か鶏が先かみたいなんで、でもこのままでは日本が潰れますというのは10年前に申し上げました。今回の組織改正で総合的なワンストップ窓口を京都市で設けられたというのは、それはとても未来を感じて嬉しく思っております。

私どもは家庭的な温もりのある中で、子育てをしておりますけれども、土曜日のことがちらっと出ましたね。土曜保育になりますと、保育士は労基法上、40時間しか駄目なんですよ。あと時間外になります。みんな土曜日は休みたいんです。保育士も。足らないんですよ。お母さん方は、その11時間預けられるというのがあってね、これは提案なんですが、土曜日は別の保育料の設定をしていただけたら、嬉しいなと思うんです。保育士も土曜日きたらちょっとアップできるようなとか。本当に必要なニーズなのか、ただ単に楽をしたいだけなのかを見ることが必要。幼稚園にいってらっしゃるお母さん方がですね、上の子を幼稚園に預けてはって、下がうちというのが結構多いんですが、上のお姉ちゃんに何か用事があったときに、下を預けて、そしてお姉ちゃまとどつかに行って、帰ってから迎えにくるという方もあるれば、下の子も一緒に連れて行かれるということもあるんです。いろいろその家庭ごとの絆づくりというのが、段々崩壊しています。これはですね、虐待による死亡事例がずっと前から言われているんですけど、子ども家庭福祉論の中で、今の親世代は子ども時代から自分より小さな子を世話をする経験が少ないとと言われている。家庭や地域で育児や家事を体験できる場を提供することも大切だと。経験不足の男女が結婚して、そこに家事、育児が加わっていく。乳児の虐待が非常に多いんです。ストレスが虐待に繋がっている。家族体験を提供するという制度もありますので、そういったことも視野に入れていただいて、強力な家族の絆づくり、子どもを育むという視点で、もう一度、10年前に戻っていただいて、もし分からなかつたら、京都市未来まちづくり100人委員会にお尋ねいただいてですね、今一度、京都が、京都こそ親や家庭の役割機能がベースにあって、長い教育期間を経て、一人前に成長していく、家庭の役割機能が十分に果たしながら、そして親が子どもを育てるという、人として充分に成長しきれないまま親になって、親が子どもを育てるという負のスパイラルが既に起こりつつある中で、それを助長するようなこういう土曜日もどんどんいらっしゃいみたいな、行かなきやいけないみたいな、

土曜日休んではいけませんよっていうような風潮があると、大きな顔をして預けにきます。遊んでもきます。親だけ遊んでいるというそういう状況もあるので、本当に必要な人が本当に必要な教育・保育を受けられるような中身にしていただきたいと思っております。

○川北部会長

そろそろ時間になってまいりました。進行する機会もないまま、たくさんのご意見をそれぞれの委員の皆様がいただきまして、私も京都市で生まれ育ちました。幼児教育も京都市で自分自身も受けて来ておりますので、京都の保育幼児教育、それから教育全般に対して、私自身の、やっぱり思い入れもあります。せっかくこういう形で、様々な分野から委員の皆さんのが集まってこられてますので、子どもを育てるということの中で、もれがないような形でこの条例をつくっていけたらなというふうに考えています。国基準というのを参照すべき基準という、そこでやっぱりできるだけの議論はしていきたいなと思っているんですけども、限られた時間の中で、できるだけのことをしていきたいなと考えています。

今日、様々なご意見が出ましたので、事務局の方でもう一度、ちょっとまとめていただいて、また7月にもう一度、皆さんでご意見をいただきて、お話をしたいと思っております。今日、まだお話されていないところっていうのは、皆さん、ご意見票というのをお持ちだと思いますので、またそこに記載していただいて、事務局の方に提出をいただければと思います。もう進行ということも、しておりませんけれども、事務局にお返しいたします。

○酒崎私立幼稚園振興課長

川北部会長、有り難うございました。委員の皆さんにおかれましては、本当にお忙しい中、長時間にわたって、多様なご意見をいただきまして、本当に有り難うございます。部会長からもございましたように、多くのご意見を頂戴いたしましたので、今後また条例化に向けての参考とさせていただいて、次回の部会の方でも、お返しさせていただける部分については、しっかりとお返しさせていただきたいというふうに思います。本当に有り難うございました。